

船舶インシデント調査報告書

平成29年10月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成29年5月22日 13時45分ごろ
発生場所	北海道厚岸町大黒島南南東方沖 厚岸灯台から真方位162° 7.2海里付近 (概位 北緯42° 50.0′ 東経144° 55.0′)
インシデントの概要	漁船第十五富丸は、揚網作業中、引き綱を推進器に巻き込み、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年6月12日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第十五富丸、160トン
船舶番号、船舶所有者等	141240、金井漁業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海） 漁労長、三級海技士（通信）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約3m/s 海象：波高 約0.5m、潮流 東流約1～2ノット
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び漁労長ほか12人が乗り組み、大黒島南南東方沖において、漁労長が操業の指揮に、船長が操船にそれぞれ当たり、船首を東方に向け、僅かな前進行きあしの状態で底びき網の揚網作業中、海中に沈んでいたロープの東が底びき網の引き綱に絡んで揚がってきたので、主機を中立運転とし、ロープの除去作業を開始した。</p> <p>本船は、主機を中立運転として約1分経過した頃、漁労長が、網が船体の下に入り込まないように、船長に指示して主機を微速力前進にかけたところ、船尾船底付近で弛んでいた引き綱を推進器に巻き込んで運航不能となった。</p> <p>本船は、付近で操業していた僚船にえい航されて北海道釧路市釧路港に入港した後、潜水士により引き綱が除去された。</p> <p>本船では、ふだん、揚網作業中、船尾の両舷に見張り員をそれぞれつけ、揚網作業に不具合が生じるおそれがある場合には、見張り員が合図をすることになっていたが、本インシデント時、見張り員の2人共がロープの除去作業を行っていた。</p> <p>船長は、ふだん、揚網作業中、見張り員に網及び引き綱の状況を確認させた上で主機を運転していたが、これまで、主機を停止して約1分で網等が船体の下に入り込んだことがなかったので、本インシデント時、見張り員に網等の状況を確認させていなかった。</p>

<p>分析</p>	<p>本船は、大黒島南南東方沖において揚網作業中、引き綱に絡んだロープを除去する目的で主機を中立運転とした後、主機を前進にかけた際、船長が、見張り員に網等の状況を確認させていなかったことから、船尾船底付近で弛んでいた引き綱を推進器に巻き込み、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、大黒島南南東方沖において揚網作業中、引き綱に絡んだロープを除去する目的で主機を中立運転とした後、主機を前進にかけた際、船長が、見張り員に網等の状況を確認させていなかったため、船尾船底付近で弛んでいた引き綱を推進器に巻き込み、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揚網中、網及び引き綱が船底下に入り込むことがないよう、網等の状況を確認すること。